

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕様書の 種 類	内容による分類	システム整備等仕様書		
	性質による分類	個 別 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号		
品 名 又は 件 名	小型無人機妨害器材	3補LPS-XX58413-2		
		大 承 臣 認	令和 年 月 日	
	システム整備	作 成	令和 7年10月28日	
		改 正	令和 8年 1月21日	
			令和 8年 7月 8日	
		作成部 隊等名	第 3 補 給 処	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、小型無人機妨害器材のシステム整備について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

1.2.1

小型無人機妨害器材

警戒範囲に侵入するドローンの探知、識別、追跡、迎撃を行う器材

1.2.2

ファームウェア等

システムファームウェア，操作用アプリケーション及び対応ドローンデータベース

1.2.3

USBメモリ

USBコネクタ（Type A）に接続して使う記憶ストレージ（容量16GB以上）

1.3 引用文書等

- a) 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり、適用させる必要がある場合は、分任支出負担行為担当官（以下，“分任担当官”という。）を通じて調達要求元と協議する。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

1) 法令等

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装

品 名	小型無人機妨害器材 システム整備
-----	------------------

庁（事）第 1 3 7 号令和 4 年 3 月 3 1 日]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第 1 8 8 号 3 1. 1. 9）

IT 利用装備品等及び IT 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第 8 0 7 号令和 3 年 1 月 2 1 日）

2) 技術資料 技術資料は、別冊による。

3) 別冊

別冊 対象部隊等

4) その他

航空自衛隊第 3 補給処官給品等取扱要領

b) 関連文書

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保のための措置の細部事項について（通知）（装装保第 4 2 0 8 号令和 5 年 3 月 1 4 日）

2 役務に関する要求

2.1 対象部隊

対象部隊は、別冊に示す部隊のうち調達要領指定書による。

2.2 対象器材

対象器材は、別冊に示す器材のうち調達要領指定書による。

2.3 実施事項

実施事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、ファームウェア等のアップデート情報を確認後、最新のファームウェア等を取得する。
- b) 契約の相手方は、a) で取得したファームウェア等のデータを保存した U S B メモリを準備し、調達要領指定書に記載された対象部隊に送付する。
- c) 契約の相手方は、表 1 の実施書を作成し、アップデートリリースノート及び返送用の封筒（着払い又は切手を添付）を同封して、調達要領指定書に記載された対象部隊に送付する。
- d) 契約の相手方は、a) ～c) 実施後、新規アップデート情報を確認した場合は、a) ～c) を再度実施する。
- e) 契約の相手方は、部隊から返送された実施書（写し）を資材計画課地上通電班長に 1 部、分支担官に 2 部提出する。

2.4 本役務の実施体制

契約の相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、

品 名	小型無人機妨害器材 システム整備
-----	------------------

“業務従事者”という。)を確保する。

- b) a)の業務従事者が対象機器の設置に関する資格、技術又は能力を有する。
- c) a)の業務従事者が、b)に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有する。
- d) c)の業務従事者が他の手持ち業務との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にある。

2.5 IT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応

契約の相手方は、役務の実施に当たりIT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行う。

3 その他の指示

3.1 図書の貸与

契約の相手方は、必要に応じて航空自衛隊第3補給処官給品等取扱要領に基づき、別冊に示す技術資料の貸与を受ける。

3.2 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報〔装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）第2項第1号に規定する情報という。〕その他の非公知の情報（以下，“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これに準じて）、適切に管理する。特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した保護すべき情報〔装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。〕として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱い者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統活

品 名	小型無人機妨害器材 システム整備
-----	------------------

会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

3.3 文書の交付

契約の相手方は、官側の保有する別冊の交付を必要とする場合は、第3補給処資材計画部資材計画課地上通電班と調整する。

3.4 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置

契約の相手方は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）に基づき、サプライチェーン・リスク対応を行う。

なお、適用については、調達品目表に示す。

3.5 不具合発生時の処置

契約の相手方は、役務の実施に当たり不具合が発生した場合は、不具合内容を記載した書類を分支担官に1部提出する。

表 1－実施書

			年	月	日
・ 会社記入欄（※発送前に記入）					
会社名：					
契約番号：					
内容データの概要：					
最新バージョン：					
発送年月日：					
実施書返送必着年月日：					
不具合発生時の対応先電話番号：					
・ 部隊記入欄					
可搬記憶媒体及び実施書受領者					
所属		階級		氏名	
自即電話番号：					
可搬記憶媒体及び実施書受領年月日：					
インストール実施者					
所属		階級		氏名	
自即電話番号：					
インストール実施年月日：					
インストール後のバージョン：					

調達品目表

統制番号： M26K-021APE7E-NG1-0002

調達要求番号	DP2351 20260714 8004	作成部課	資材計画部 資材計画課
調達要求年月日	令和8年7月14日	作成年月日	令和8年7月14日
仕様書番号	3 補 L P S - X X 5 8 4 1 3 - 2		
1 その他の指示 3. 4 については、適用する。 _____ 以 下 余 白 _____			

調 達 要 領 指 定 書	統 制 番 号	M 2 6 K - 0 2 1 A P E 7 E - N G 1 - 0 0 0 2
	調 達 要 求 番 号	D P 2 3 5 1 2 0 2 6 0 7 1 4 8 0 0 4
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年 7 月 1 4 日
	作 成 部 課	資材計画部 資材計画課
	作 成 年 月 日	令和8年 7 月 1 4 日
件 名	小型無人機妨害器材 システム整備	
仕 様 書 番 号	3 補 L P S - X X 5 8 4 1 3 - 2	
指 定 事 項 2 2 . 1 対 象 部 隊 対象部隊は下記のとおりとする。 番号：2、3、4、5、6、8、11、19、20、24、27、31、 32、36、38、40、41、42、43、44、45、46、 48、51、52、53、54、55、56、57、58、60、 61、62 2 . 2 対 象 器 材 対象器材は下記のとおりとする。 番号：2		

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	M26K-021APE7E-NG1-0002													
	調 達 要 求 番 号	DP2351 20260714 8004													
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年7月14日													
	作 成 部 課	第3補給処 資材計画部 資材計画課													
	作 成 年 月	令和8年7月14日													
品 名	小型無人機妨害器材 システム整備														
仕 様 書 番 号	3補LPS-XX58413-2														
1 保護すべき情報の管理															
契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)。(防装庁(事)第137号令和4年3月31日)添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき適切に管理するものとする。															
2 保護すべき情報として指定された情報															
<table><tr><th>保護すべき情報</th><th>保護すべき情報の詳細</th><th>企業で取り扱う際の留意事項</th><th>備 考</th></tr><tr><td>性能諸元に関する情報</td><td>小型無人機妨害器材の検知可能距離、対処可能周波数帯、同時対処可能数、妨害方式が明らかとなる情報のうち、秘密に指定されていない情報</td><td>企業において作成する情報のなかに、防衛省から提供された「保護すべき情報」の一部が含まれる又は類推できる場合は、作成した情報も保護すべき情報となることに留意する。</td><td>—</td></tr><tr><td>仕様書の別冊</td><td>別冊 対象部隊等（注意）に記載された事項</td><td>企業において作成する情報のなかに、防衛省から提供された「保護すべき情報」の一部が含まれる又は類推できる場合は、作成した情報も保護すべき情報となることに留意する。</td><td>3補LPS-XX58413-2</td></tr></table>				保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考	性能諸元に関する情報	小型無人機妨害器材の検知可能距離、対処可能周波数帯、同時対処可能数、妨害方式が明らかとなる情報のうち、秘密に指定されていない情報	企業において作成する情報のなかに、防衛省から提供された「保護すべき情報」の一部が含まれる又は類推できる場合は、作成した情報も保護すべき情報となることに留意する。	—	仕様書の別冊	別冊 対象部隊等（注意）に記載された事項	企業において作成する情報のなかに、防衛省から提供された「保護すべき情報」の一部が含まれる又は類推できる場合は、作成した情報も保護すべき情報となることに留意する。	3補LPS-XX58413-2
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考												
性能諸元に関する情報	小型無人機妨害器材の検知可能距離、対処可能周波数帯、同時対処可能数、妨害方式が明らかとなる情報のうち、秘密に指定されていない情報	企業において作成する情報のなかに、防衛省から提供された「保護すべき情報」の一部が含まれる又は類推できる場合は、作成した情報も保護すべき情報となることに留意する。	—												
仕様書の別冊	別冊 対象部隊等（注意）に記載された事項	企業において作成する情報のなかに、防衛省から提供された「保護すべき情報」の一部が含まれる又は類推できる場合は、作成した情報も保護すべき情報となることに留意する。	3補LPS-XX58413-2												
3 特記事項															
なし。															
//////////////////// 以 下 余 白 //////////////////////////////////////															